

不開示部分	開示しない理由
タイトル及びタイトルの下枠内	<p>個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当。 ○の調査結果及び検討内容が明らかになるとすると、今後、施設からの事実確認調査の協力が得づらくなる可能性があり、都及び○において正確な事実の把握が困難になることから、行政支障が生じるため。</p>
「3 虐待を行ったと思われた障害者福祉施設従事者等の氏名、性別、年齢及び職種」	<p>・個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号に該当。 開示請求者以外の個人に関する情報であるため。</p> <p>・個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当。 施設の回答内容が明らかになるとすると、今後、施設からの事実確認調査の協力が得づらくなる可能性があり、都及び○において正確な事実の把握が困難になることから、行政支障が生じるため。</p>
「4 区市町村が行った対応」	<p>個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当。 ○の調査結果及び検討内容、施設の回答内容が明らかになるとすると、今後、施設からの事実確認調査の協力が得づらくなる可能性があり、都及び○において正確な事実の把握が困難になることから、行政支障が生じるため。</p>
「5 調査を行った障害者福祉施設等において対応が行われている場合にはその内容」	<p>個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に該当。 施設の回答内容が明らかになるとすると、今後、施設からの事実確認調査の協力が得づらくなる可能性があり、都及び○において正確な事実の把握が困難になることから、行政支障が生じるため。</p>